

電気通信大学大学会館運営規程

平成16年 4月 1日

改正

平成24年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学における大学会館(以下「会館」という。)の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 会館は、学生相互及び学生、職員の交流に寄与するとともに、学生の課外活動、職員の福利厚生等のために使用することを目的とする。

(使用者の範囲)

第3条 会館を使用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学生
- (2) 職員
- (3) その他学長が認めた者

(使用日時)

第4条 会館の使用時間は、9時から22時までとする。ただし、次の各号に定める日は、使用しないこととする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 年末、年始の指定された期間
- (4) 使用に支障があると学長が判断した日

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めた場合は、使用日時を変更することができる。

(使用手続)

第5条 会館の使用に当たっては、事前に学長の許可を受けなければならない。

(遵守事項)

第6条 会館を使用する者は、別に定める使用上の注意事項を遵守しなければならない。

(損害賠償)

第7条 会館を使用した者が、故意又は重大な過失により施設、設備及び備品等を滅失、損傷又は汚損した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、会館の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。